### 特集

# 消防団員等公務災害補償等全国研修会

平成21年10月29日 (木)、東京都千代田区の東海大学校友会館において、関係団体職員112名の出席 をいただいて、標記研修会を開催いたしました。

はじめに、当基金内貴常務理事のあいさつがあり、その後、4名の方からご講演をいただきました。 講演は、最初に横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター客員教授 亀井浅道氏による「地域 防災力の増強について」、次にS-KYT指導員 多々羅光男氏による「S-KYT研修の必要性とそ の効果について」、続いて富士ゼロックス株式会社全社産業医 河野慶三氏による「心疾患及び脳血管 疾患などによる公務災害の防止について」、最後に講談師 神田陽司氏による「講談・阪神淡路大震災」 と盛りだくさんの内容でした。

受講者の皆さんは、いずれの講演にも熱心に耳を傾けられ、「得るところが大きかった」、「今後の業務に活かしたい」といった声が、多数、聞かれました。

今号では、大変に好評を博した講演の内容を掲載いたします。



研修会の様子



内貴常務理事のあいさつ

### 講演録

## 地域防災力の増強について

横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター客員教授 亀井 浅道氏

#### 1 はじめに

皆さん、こんにちは。横浜国立大学の亀井で す。本日は、「地域防災力の増強について」とい うことについてお話しいたします。突然ですが、 皆さん、今地震が来たらどうしますか。ここは 霞が関35階の超高層ビルですから、長周期の地 震動となりますので、揺れの振幅が大きいと窓 側の人は外に放り出される可能性もありますよ。 揺れは30~40秒もすれば治まります。停電はな いとしても、たぶん、エレベーターは使えない と思います。恐らく、会場の係りの方が誘導さ れると思いますが歩いて外に出ることになるで しょう。本日、皆様は、日本全国の津々浦々か ら来ておられますよね! 皆さん、帰宅困難者と なるかもしれませんよ。遠くに出かけるときは 日頃から家にどのようにして帰るか考えておき ましょう。東京都では、この近くでは帰宅困難 者センターが日比谷公園のあたりに設置される ことになっているそうです。皆さんは、ホテル に宿泊したらいつも避難口を確認しています か? 災害の形態はさまざまです。常日頃から、 災害に遭ったときのことを考える習慣をつけて おくといいと思います。

災害に遭遇したら自分が被害にあわないよう にすることが何よりも大切です。そして地域の

人々が暮らす地域の被害を最小限にくい止めなければなりません。そのためにはどのようなことをしなければならないかということについてはたくさんの知見が蓄積されています。それらについてはマニュアル本として出版されております。一度目を通して置かれることをお勧めします。

ここでは、どのような組織、団体が防災活動をしているか、その活動内容は具体的にどのようなものかお話ししたいとおもいます。私は、問題意識を持って防災活動に取り組んでいること自体が地域の防災力の源であると思っています。今回改めて活動の実態を調査して感じたことは、災害の回避・低減に向けてさまざまな活動が展開されていますが、これで十分ということは、災害の回避・低減に向けてさまざまな活動が展開されていますが、これで十分ということにならないのが防災だということです。体系的なまとまりに欠けることをお断りした上で事例の紹介を致します。最後に防災力の増強をしていく上での課題について触れたいと思います。お手元にレジュメをご用意いたしましたので、パワーポイントを使用して説明させていただきます。

さて、私たちはいろいろな災害に悩まされます。最も対応に苦慮するのが突然来る地震です。 火山の噴火や津波も対応が難しい災害です。台 風は突然来襲するわけではありませんので対応 に時間的余裕があります。しかし、毎年のよう に来ます。

「形あるものは壊れる」のですが、このとき 壊すものと壊れるものとがペアになっています。 災害において壊すものは自然の力で、壊れるも のは人の命や財産など壊れては困るものです。 砂漠や荒野には壊れて困るものはありませんか ら、そこに地震が発生しても災害とはなりませ ん。人が住むところにあって初めて災害がでて くるのです。災害の大きさは、力の大きさと住 まい等の環境の脆弱さに左右されます。

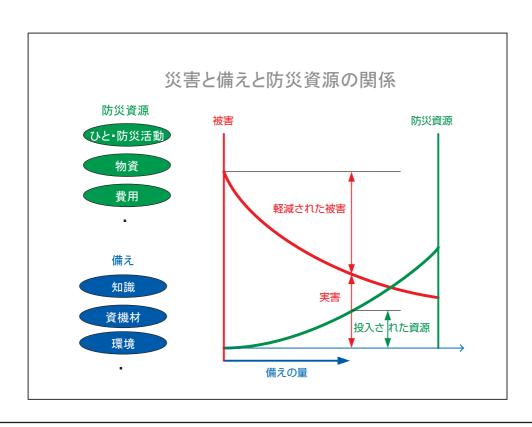
地域が一定の期間内に被る被害の程度を数量 化したリスク指数なるものが考えられておりま す。そのリスク指数は主要な都市について計算 されています。これは次のような考え方で評価 されます。

台風や地震の危険源をリスク・ハザードとい

いますが、それが1年間に発生する確率と、土地や建物の脆弱性、およびその建物など資産の経済的価値の3つをかけ合わせたもの、これをリスク指数と言います。具体的にどのように数値化するのかは知りませんが、例えば、ロスアンゼルスを100とした場合、他の都市はどうなのかと言いますと東京は710です。ロスアンゼルスの7倍以上のリスクがあります。京都、大阪、神戸は92、ニューヨーク42となっています。東京はかなり危ないということです。危ない現状は素直に認めるとしても、リスクは極力軽減したいものです。3つの因子のうち努力して改善できるのは脆弱さです。

次に、「災害」と「防災資源」と「備え」の関係についてお話しいたしましょう。

下図をご覧になっていただきますと、赤で示されているのが被害です。これが上に行くほど



被害が大きくなることを示しています。グリー ンは防災資源です。これは物的資源(例えば耐 震構造にかかる資機材をどれほど使ったのかと か、どういう資機材を使ったのかとか)、お金 (すなわち費用)、人的資源(防災活動の量)を 表わしています。ブルーは備えの量です。つま り災害に対する対処の量を表わしています。 投 入される防災資源が増えれば備えが増え、備え の量が増えれば被害は減るというわけです。

備えの量の増強とは、例えば、地震を受けたと き潰れないような家の構造にするとか、タンスが 倒れないようにするなどの対策項目を増やし個々 の対策をしっかりしたものにすることです。

地震対策の実施状況についてのアンケートを 見てみますと、「計り知れないエネルギーをもつ 自然に対しては成るようにしかならない」と何 もせずあきらめている人がいますが、備えるだ けの意味はあるのです。それなりのメリットは 必ずあるのです。



講演中の亀井氏

#### 2 地域住民による防災活動

防災活動は、多岐に亘っております。この防 災活動が地域における防災力になるわけです。

ここでは防災活動を(1)防災に関する知識の普 及・体験教育、(2) 防災上有効なソフト、ハー ドの研究・開発、(3) 災害現場で必要な資機材 の整備、(4) 減災のための地域環境の整備、(5) 災害現場での活動に大別してみました。それぞ れについて事例を見てみましょう。

#### (1) 防災に関する知識の普及・体験教育

#### a「学習・教育」に関する活動

防災教育として、紙芝居、人形劇、寸劇を使 った幼児対象の防災教育、次世代の防災サポー ターの育成 (小中学校での研修・訓練)、自主防 災組織のリーダー育成などが行われています。 知識の普及活動としては、養成ミニ防災展の開 催、震災経験者の講話、週間地震新聞の発行な どがあります。防災力検定試験制度の開設や大 学の履修科目としての「防災」の開講など新し い視点での展開も見られます。

#### b 「学習資料の作成」に関する活動

災害副読本の作成、外国人のための防災マニ ュアルの作成、防災ハンドブックの作成などが 行われています。

副読本は学校の総合学習時間において活用さ れています。また、地域住民の一員である外国 人のために防災マニュアルは必要です。

#### c「訓練・体験」の支援活動

防災に関する訓練や体験ですが、これに関し ては、多くの活動が実施されています。ここで は詳しいことは、省略させていただきますが、 変わったものでは着衣水泳水難救助指導があり ます。

#### d 「避難訓練」の実施

震災時における一時避難場所・広域避難場所 への避難訓練は広く行われているところですが、 避難経路の確認・町歩き体験学習、土砂流災害

発生時の避難訓練、夜間、海上における津波避難訓練など災害の情況に応じた訓練も見られます。訓練のマンネリ化を回避する試みもなされています。また、外国人帰宅困難者のための避難訓練も行われています。

#### e 「避難生活の体験」について

避難所生活のシミュレーション支援、避難所の設営・運営訓練、仮設市街地づくり、仮設トイレの設営訓練、炊き出し訓練、給食・給水訓練などの活動が行われています。

避難所での生活の体験は災害に立ち向かう心がまえを培うことが出来ます。市街地に住んでいた避難者は、当初は、社会から分離・遮断されますが、しばらくすると、社会を形成する町が形成され、避難者はその一員となります。仮設市街地づくりはその時のための訓練です。日常生活で差し当たり問題となるのがトイレです。仮設トイレの設営訓練により不安要因の一つが解消されます。災害時のトイレのあり方を研究しているひともいます。

#### f「イベントの開催」について

防災キャンプ (親子・サバイバル)、ウオーキング大会と連動した防災フェアの開催、障害者主体の防災運動会の開催、運動会での消火競技開催、無火災まちづくり駅伝大会などが行われています。

防災訓練はややもするとマンネリ化に陥り、 地域住民の積極的な参加が期待できない事態も 考えられます。楽しみながら防災知識と技術を 習得できるよう各種イベントを工夫している支 援団体もあります。

#### g「講習会・講演会」について

防災講演会の開催、シンポジウム、セミナー、 パネル討論会の開催、非常時のための料理講習 会、救命講習会の開催、救急技能認定講習会、 ポンプ操法実技講習会、防災映画の上映などの 活動がなされています。

非常時のための料理講習会では、栄養士の 方々が持ち合わせの材料で、避難所において簡 単に調理する方法を指導しています。奇抜な活 動では防災博士認定講座の実施があります。

#### (2) 防災ソフト、ハードの研究・開発

「防災と備えの絵本」、防災教育用ビデオ、災害時の簡単調理メニューの考案などアイデアがベースとなっている活動が行われています。実践的な事例としては「発災後の安否確認システムづくり」、「津波防災マスタープランの作成」、「地震防災講師養成マニュアル」などがあります。また、情報の提供を目的とした活動としては防災に関する調査・報告書の作成が行われています。防災教育用ゲームソフトが組み込まれた携帯型端末機により、ゲーム感覚で防災知識の習得ができるという商品も開発されています。

#### (3) 災害現場で必要な資機材の整備

防災井戸の設置、小型ポンプ等防災資機材の 設置など資機材の整備を通して災害の軽減に取 り組んでいるグループがあります。雨水貯留槽 の設置をしている自主防災組織もあります。防 災倉庫の整備は広く行われています。帰宅困難 者用食料の備蓄をしているところもあります。 津波が押し寄せそうな所では、津波避難用のタ ワーを設置している団体もあります。アマチュ ア無線の愛好家のグループは被災状況に関する 情報収集伝達体制の整備をしております。

#### (4) 減災のための地域環境の整備

ソフト的なものとしては、災害弱者や高齢者 のための助け合いネットワークの構築、緊急時 用援護者支援システムの構築、一人暮らし老人 宅への防火訪問、ガソリンスタンド従業員の市 民救命士制度、災害情報通信システムの構築 (防災相互通信無線局)、 減災センターの設置な どがあります。

ガソリンスタンド従業員の市民救命士制度は、 ガソリンスタンドの従業員を救命士に任命し、 いざというときに活躍してもらう制度です。地 域の大学が防災活動の一貫して減災センターを 設置しここを拠点として地域住民と一緒に防災 活動が行われています。

ハード的なものとしては、道路が寸断され孤 立することが予想される山間部集落にヘリポー トを建設する活動、自力避難困難者家庭への家 庭用自動消火装置の提供、一人暮らしの老人家 庭への消火器等の提供・点検整備、避難路の建 設・整備活動、地域の希望家庭への家具の固定 実施サービス等が行われています。

#### (5) 災害現場での活動

災害が発生した時に現場で活動する人々がい ます。活動内容は多岐にわたりますが、たとえ ば、災害ボランティアによる各種支援活動、ラ ジオ、テレビ、新聞等による災害地情報の発信、 事業所レスキュー隊による救出応援、聴覚障害 者災害時支援活動等があります。また、災害時 医療対策連絡会、震災学校支援チームなどもあ ります。

震災学校支援チームは、学校の先生方がメン バーの活動団体です。地域が災害を受けると避 難場所としてしばしば学校の施設が用いられま す。そのとき被災者によりよいサービスを提供 するために予め勉強しておられるのです。

#### 3 防災活動の実態と組織・団体

次に防災活動の実態とそれにどのような組

織・団体が係わっているかをみてみましょう。

#### 3-1 自助・共助・公助

災害時における「自助・共助・公助」という 言葉はみなさんもお聞きになったことがあると 思います。

災害時には自助が基本です。自助とは「自分 の身は自分で守る」ということです。震災の経 験者は一様に激しい揺れの中では身の確保さえ ままならないと言います。まして、調理中の火 を消すとか避難のためにドアを開けに行くなど の行動は無理だと言われております。そのよう な状況下では自分の面倒は自分でみるしかない のです。ですから災害が起こる前に「備え」を しておくことが必要なのです。基本的な心構え として最も大切なことは、死なないための算段 です。「備え」と「知恵」で生き延びればその後 はどうにかなるものです。

次に、認識していただきたいことは危険の情 況は非常に多様であるということです。例えば、 電車に乗っていたら、家で寝ていたら、あるい は、スーパーマーケットで買い物中であったら と数限りない場面が考えられます。被災場面は 季節、時間帯、天候によっても変わります。阪 神大震災をもたらした兵庫県南部沖地震が発生 したとき季節は冬、時間帯は早朝で大多数の人 は就寝中でした。この大震災はたくさんの知見 と貴重な教訓を残しましたが、この事例だけが すべてではないことを心に留めておく必要があ ります。防災に関する教科書には、日常生活に おけるいくつかの場面を想定して応用の効く防 災対策が紹介されています。是非、いちど教科 書に目を通してほしいと思います。そして、教 科書に従って実践してみて下さい。、実行するこ とにより自信が生まれるのです。自信は不安の

軽減につながります。

共助とは、自分の家族は家族同士で、地域の 人々は互いに助け合うことです。震災時には難 題が山ほどあるのです。ひとりでできることに は限りがあります。百人力より百人の一人力で す。このとき頼れるのは遠くの親戚より近くの 他人です。共助は隣人へのあいさつからといわ れます。日頃からの付き合いが大切です。共助 の気持ちが行き届いた地域、そのようなところ に住みたいものです。

また、公助とは公設消防や消防団など公的機関による住民へのサービスをいいます。災害時には平常時に比べて消防に対する潜在的要請が大変多くなっており、消防力が足りません。このため消防は限られた消防力を最も効率がよく重要な現場に投入するという戦略のもとに活動します。その結果緊急の要救助者がいてもそれに対応できない事態の発生も考えられます。公設消防の消防力の限界を承知しておくことも必要です。例えば平成19年度消防白書により計算してみますと、常備消防の職員は国民1人当たり0.0074人になります。この数字からも自助や共助を心がけなければならないことが分かるでしょう。

阪神大震災では、約6,400人の方がお亡くなりになっています。その亡くなった方の原因の77%が窒息死または、行方不明あるいは火災によるものです。このとき倒壊家屋等に閉じ込められているところから助かった人はどのようにして脱出できたかという調査を日本火災学会が行っています。自力脱出が33%、家族による救出が32%、友達や友人による救出が27~28%、残りは通行人及び消防によるものでした。

#### 3-2 防災活動を担う組織・団体

次に、防災活動を担っている組織・団体について見てみましょう。

#### (1) 消防関係の組織

常備消防は平常時の消防活動に加えて自然災害時においても防災活動の要であり、その他の組織・団体にたいして指導的役割を果たしていることは申すまでもありません。

平常時には常備消防に準じた消防活動を行う一方、自然災害時には地域住民の近くで防災活動を行うのが消防団です。阪神・淡路大震災において消防団による救出活動は記憶に新しいところであります。また、消防団は地域のいろいろな組織との密接な関係を利用してさまざまな活動を実施しています。たとえば、自主防災組織との連携による防災活動リーダーの養成、学区との連携による運動会等における防災イベントの企画、中学生を対象にした着衣水難救助等の指導、学校の教員やPTA等に対する心肺蘇生等の救命講習支援、子ども会と連携しての地域の放火危険箇所のチェックなどが行われています。

このほか消防関係の組織としては婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブなどの消防の団体も防災活動を実施しております。婦人防火クラブは、クラブ数11,000以上、構成員数約200万人で組織されており、活動の分野は主として家庭の消防防災です。少年消防クラブは、クラブ数約5,600、構成員数43万人で構成されている。少年少女に防火に関する知識及び技能を普及し、防火思想を高めるとともに、団体行動を通じて防火マナーを身に付けた社会人を育成することを目的としています。具体的には、防火教室、広報活動、救急に関する学習等体験することを中心とした活動がなされています。 幼年

消防クラブは、クラブ数約4,500、構成員数124万 人で構成されており、幼い頃から将来の防災活動 を担う人材となるための学習を行っています。

#### (2) 自治体および自主防災組織

市町村等自治体は、自主防災組織に対する各 種の支援、防災施設の設置、資機材の整備、ボ ランティアの育成などを行っています。

自主防災組織は、組織数約127.000、全国市町 村の数を母数として組織率は約69%です。多岐 に亘る活動を展開しています。たとえば次のよ うな活動が行われています。

- · 防災訓練
- ・帰宅困難者への支援
- ・防災活動に携わる人材育成の支援
- ・防災まちづくりの支援
- 防災資機材の整備
- ・各種イベントの開催
- ・災害弱者、要援護者のためのネットワークの 整備等

#### (3) 学校等

小学校、中学校、高等学校および大学におい て独創的な防災活動が展開されています。いく つかの事例を紹介します。

小学校において、総合学習の時間に防災の授 業を実施しているところがあります。また、将 来の防災を担う人材育成プログラムに参加して いる小学校があります。ある中学校では防災教 育として、「3年間で防災リーダーになれるプロ グラム作り」を行っています。市内の複数の高 等学校が連携して「高校生防災お助け隊」を結 成しており、救急・救助活動を行っています。 大学では、地域減災センターを設置し、学習の 実践や人材育成を行っているところがあります。

#### (4) 同業者の組織

商店会、旅館共同組合、防火管理者協会、栄 養士協会、建築士会などの同業者の組織がそれ ぞれの専門を生かした防災活動をしています。

#### (5) ボランティア等

ボランティアの活動はさまざまな分野で行わ れていますが、災害発生時に於いてはとりわけ 重要かつ広範な活動が展開されています。支援 活動はときには被災直後から復興の過程まで息 の長い活動となっています。全国各地から参集 する災害ボランティアの力を有効に発揮しても らうための組織も形成されつつあります。

グループや個人で啓蒙活動等独自の活動をして いる人々もいます。ある医院では、展示室を設け て来院者に防災教育・情報を提供しています。

#### (6) NPO法人

防災情報システムの構築、セミナーの開催、 リーダーの育成等を行っているNPO法人があり ます。

#### (7) その他

災害の教訓は時間とともに風化する傾向にあ ります。これを防止するため防災教育番組を作 成・放送しているローカル放送局があります。

防災活動の普及を図るため、模範となる防災 活動を表彰する事業を推進している組織もあり ます。

インターネットのホームページに防災博物館 の立ち上げ防災に関する幅広い情報の提供を行 っている団体もあります。

#### 4 課題

以上ご紹介しましたようにさまざまな組織・ 団体により多岐にわたる防災活動が展開されて います。その量と質が住民の防災力の指標のひ とつと考えてよろしいかと思います。つぎにこの防災力の一層の向上を図る上での課題について、考察していきたいと思います。

#### 4-1 防災資源の充実をはかること

一般に事業に必要な資源は「人」、「もの」、 「金」といわれます。防災活動においては「人」 と「もの」がとりわけ重要です。

#### (1) 防災資機材の充実について

阪神大震災の際にはつぶれた家屋の下に人がいることは分かっていても救出ることが出来ず、延焼してきた火災により亡くなられた方が多数いました。先ほど、自助、共助の重要性をお話ししました。平常時なら消防が行う救出作業を地域住民が行うことになるのですから、それなりの資機材が身近に無ければどうにもなりません。自主防災組織の備蓄倉庫には初期消火用のための消火器や負傷者の介護用品、被災後の生活物品等が確保されているようですが、各家庭で用意しておくには負担となるような救助用資機材は備えておくことが必要でしょう。消防に消防力の基準というものがあるように、自助、共助活動が効果的に実施できる資機材を検討し、その整備基準の作成が望まれます。

#### (2) 自主防災組織の「量」と「質」について

防災活動に不可欠な要素はマンパワーです。 このためには住民の参加を得て自主防災組織を 拡大していく必要があります。先ほどわが国の 自主防災組織の組織率は69%と申し上げました。 組織率は地域により異なります。静岡県の組織 率は98%です。この高い組織率はいつ起きても 不思議ではないと言われている駿河湾を震源と する巨大地震に対する危機感が県民に浸透して いる結果だと思います。低い方では、本日沖縄 県の方がおられましたら失礼ですが、沖縄県で 組織率は10%以下です。日本列島は地震に限らず自然災害を免れる地域はありません。防災に関する知識の啓蒙・普及により組織率の向上に努める必要があります。

自主防災組織はその「質」も考えなければなりません。自主防災組織を有する市町村の住民の防災意識を啓蒙し、防災力を涵養していく必要があります。防災意識をもち、実践力を有する人が自主防災組織の防災力に寄与するのです。

#### (3) 消防団員の確保について

消防団は消防の実践技術を備えかつ、地域社会と密接な関係が構築されています。このメリットにより平常時、災害時を問わず効果的な防災活動を可能にしています。その消防団員数が、年々減少しています。

団員の確保のためにさまざまな方策が実施されているところですが、最近ある新聞の「声」欄に一消防団員からの次のような記事が掲載されていました。要約すると、

- ・投稿者は阪神・淡路大震災で活躍する消防団 に感銘して入団した。
- ・人員が減少し、災害発生時の事態に危惧を抱いている。
- ・個別訪問して勧誘活動をしている。
- ・入団に応じられない理由は、仕事が忙しい、 仕事が不規則、性格的に無理など。
- ・住民に「みんなの町をみんなで守る」という 意識が欠けているようで残念。

というものでした。

団員の減少傾向の原因はあるいは、社会構造 の変化と関連して説明できるのかもしれません。 原因は何であれ、あらゆる機会を捉えて消防団 への理解と団への加入を訴えていくことが肝要 です。一方で勧誘を受けたひとが加入を躊躇す る要因を分析し、対応策を打ち出し、魅力ある 消防団のあり方を模索していくことも必要では ないかと考えます。

#### 4-2 防災訓練内容の形骸化を防止すること

毎年9月のはじめに開催される地元の防災訓練に今年も参加しました。訓練のメニューは消火器の扱い方、負傷者の応急措置としての止血法、心臓マッサージの実習、非常食の作り方などでした。

これらの内容は前回参加したときと同じでした。この防災訓練の趣旨は、一人でも多くの住民に基礎的な防災知識と技術を持ってもらうことにあると理解しました。ただ、はじめての参加者とリピーターで異なるメニューにすればそれぞれの参加者に緊張感のある訓練となり効果的ではなかろうかと感じました。災害時にはさまざまな危険な場面が想定されます。参加者に

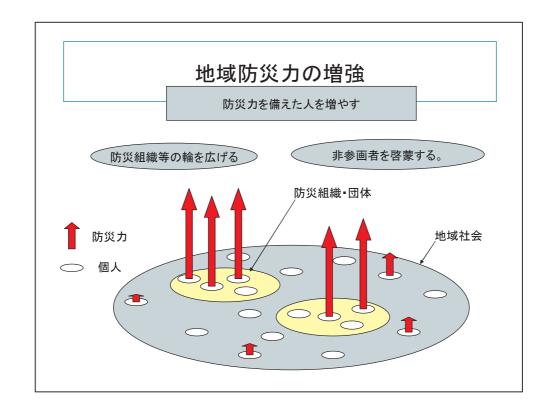
訓練の形骸化を感じさせないような工夫も必要 であるように思います。

#### 4-3 災害体験の風化を抑止すること

本年8月11日に静岡県駿河湾で発生した地震後に行われた地震対策に関するアンケート結果が公表されています。防災グッズの備えや避難場所の確認など地震対策の実施率は60%を超えています。しかし、家具の固定などは50%以下でした。このような情況は静岡県に限ったことではなく、全国的に同じような傾向のようです。

阪神淡路大震災から14年が経ちました。大地 震の発生が懸念されている静岡県でも他の地域 に比べて特段の対策がなされてはいなかったと いうことです。時間は危機感をも洗い流してい くのでしょうか。

この地震で震度 6 弱の揺れを受けた牧の原市 の「家具の固定・転倒防止について」(本年 9 月



14日付け朝日新聞夕刊)によりますと、① 地震をきっかけに行ったが 2 割強、② 近いうちに行う予定が 3 割以上であったそうです。つまり、この地震をきっかけに 5 割以上の住民が新たにアクションを起こしたのです。

#### 4-4 災害の危険性を正しく認識すること

被災地からの距離が離れている地域ほど、その災害に対する関心度は低下します。自分への係わりの強さに応じて関心を示すのが人間の特性だそうです。時事通信社が調査した「大地震発生への不安感」というタイトルのアンケート結果があります。このアンケートによりますと、不安派が、7割から8割います。楽観派は、2割から3割です。楽観派のひとは本当に不安を覚えないのでしょうか。私には実際は現実逃避をしているとしか思えません。

不安はどういう状況下で起こるかと言いますと、「好ましくないことが起きそうだと思っているがそれが何であるか判然としない場合」に不安の念が沸き起こると言われています。例えば、台風の襲来が予測されるとき、嵐の前の静けさの中で不安を覚えるものです。時間がたって屋根瓦が飛び、窓が壊れ、身の危険が迫るともはや不安ではなく恐怖となります。このときは強風という危険源がはっきり見えているのです。予め危険源が明白になっていれば、対策(備え)が立てられます。備えれば危険源が排除され、恐怖を免れ、不安の解消に繋がるのです。ですから、楽観派の方にはまず問題に正対し、不安をもっていただきたいのです。

#### 4-5 地域防災力の増強に向けて

前ページの図は、地域社会における防災力の 増強のあり方を描いています。防災組織や団体 において防災活動している人は、一般に豊富な 防災力の持ち主です。防災に関心の薄い住民への啓蒙活動を通して防災組織等の輪を広げることによって、地域の防災力は増強されてゆくのです。防災組織等において使命感を備えたリーダーの育成が大切です。

#### 5 結び

自然のもつ破壊力に対する英知を備えた人間の抵抗力が防災力といえます。地域の防災力は住民の活動により培われます。ひとつひとつの活動が安心・安全の環境の改善に寄与します。その活動に伴って醸し出される風土が地域の「防災文化」となるように努力したいものです。このためには、幼児から大人まであらゆる年齢層、あらゆる社会構造に防災活動を浸透させ、社会に定着させていく必要があります。

これをもって、結びとさせていただきます。



講演中の亀井氏

### 講演録

## 心疾患及び脳血管疾患などによる公務災害防止について

富士ゼロックス株式会社 All-FX産業医 河野 慶三氏

#### はじめに

今回のテーマは心疾患や脳血管疾患による消防団員の公務災害をどのように防止するかということですが、これは、本日ご参加いただいている皆さん自身の問題でもあります。

お話しすることは、大きく分けて三つあります。

ひとつは、消防団員の健康上の問題について の事業者の法的責任ということです。事業者側 には、消防団員が消防団活動によって健康上の 問題を起こさないようにする法令上の義務があ ります。これを「安全配慮義務」と言います。 消防団員の公務災害を防止するにはこの義務の 遵守が必要です。

次は、消防団員の方々が心疾患や脳血管疾患による公務災害でどれくらい亡くなっているかということです。後ほどお話ししますが、長期間にわたるデータがあります。その数字を皆さんはどのようにお感じになるでしょうか?

そして、それを予防するために具体的にどう したら良いのかということが三つ目の話になり ます。そんな組み立てで話を進めさせていただ きます。

#### 安全配慮義務

まず、「安全配慮義務」という言葉ですが、これは、この15年くらいの間に非常に広く使われるようになりました。どちらかというと公務員よりは民間企業でこのことが大きく取り上げられています。というのは、これは労働契約に関わる話で、事業者が労働者を雇うことで企業の側に生じる義務だからです。

消防団員の方々は特別職の地方公務員ですね。 特別職の地方公務員の事業者は市町村長という ことになります。市町村長が消防団員の方々と 労働契約をしているという形です。この労働契 約は特殊でありまして、例えば「火災など災害 が起こった時に仕事をしてもらいますよ」、「そ のための訓練も仕事ですよ」というものです。 つまり、火災や訓練などで消防団員が出動した 時に心疾患や脳血管疾患が起こらないように配 慮する義務を市町村長が負っているということ です。そのことを認識していただくことが今日 のひとつめの話です。

民間の企業では、事業者と社員が労働契約を 結んでいます。会社は社員に対しては「こうい う仕事をしなさい」と命令しています。その命 令の内容のことを「業務」と呼びます。その業 務が原因で起こる健康上の問題、あるいは業務 が原因とまでは言えなくても業務が主な要因と なって起こる健康上の問題を起こさないように 配慮する義務が労働契約法に基づいて事業者に 課されています。つまり社員に仕事を命じる際 には、その仕事によって健康上の問題が生じな いように具体的な措置を取る義務が事業者側に あるわけです。

労働契約は労働者が業務を遂行することに対して事業者側が賃金を払うという約束です。その労働によって労働者が健康上の問題を起こさないように事業者側が配慮するということについては、「労働契約法」が2008年に施行され、労働契約に付随する事業者側の義務として成文化されました。

国家公務員と地方公務員は労働契約法の対象 外とされていて、やや特殊な状況にあるのです が、業務によって健康上の問題が起こらないよ うに配慮することは、当然、自治体の長の義務 です。

健康は個人の問題であって「消防団員が自分で気をつければいいじゃないか」と思いがちですがそれは違います。もちろん個人が気をつけることは当然ですが、業務に関連して起こる健康の問題に関しては事業者側にも責任があるということをはっきりさせておく必要があります。また、以前と比べて事業者の責任の範囲が拡大しているということも重要です。

以前から、業務に直接起因する健康上の問題、 すなわち「この仕事をしたからこういう健康上 の問題が起こった」ということで、医学的な因 果関係がはっきりしているものについては、「職 業病」として事業者に責任を負わせてきました。 けれども業務との因果関係が明確でないものに ついては事業者には責任を負わせていなかった



講演中の河野氏

のです。

本日のテーマである心疾患や脳血管疾患は、 業務との因果関係がありそうですが、実際に発 症した人を調べてみると、もともと糖尿病や高 血圧、脂質異常などの持病がある人がみつかり ました。糖尿病や高血圧、脂質異常症は動脈硬 化の危険因子と考えられており、こうした病気 をもつ人は心疾患や脳血管疾患になりやすいこ とがわかっています。もちろん、糖尿病や高血 圧、脂質異常などは「私病」です。消防団活動 そのものが原因となって血圧が上がったり、コ レステロール値が上がったりするわけではあり ません。もともと個人的にそうなりやすい遺伝 的な素因を持っているわけです。ですから、15 年ほど前では、心疾患や脳血管疾患は特殊な場 合を除いて、労災の対象とはならず事業者にも 責任はないとされてきたのです。ところが、そ の後だんだんと考え方が変わってきて、現在で は、業務が直接原因にならないものでも状況に よっては認めるということになっています。公 務災害の認定についても同じ扱いがされるよう になりました。

最近10年間でもっとも変ったのは心の病気の

扱いです。例えば「うつ病」ですが、一定の要件を満たせば労災として補償されるようになりました。消防団員の場合は心の病気についての事例はあまりないようですが、常勤の消防隊員の場合は心の病気が公務災害として認められた例があります。そうした契機となったのは、「過労死」です。過労死というのは医学的な言葉ではありません。過労で人が死ぬかといえば、昔の炭鉱労働のような非常に激しい肉体労働が強制的に行われればあり得ますが、私達の身体は過労で死ぬほどは働きません。

日本で過労死という言葉ができたのは1980年 代の初めです。その当時はとても景気が良く、 仕事がたくさんあって人手が不足し、働けば働 くほど収入も増えるという状況でした。そうし た状況下で働いていた人の中に在職死亡する者 がみられるようになりました。死亡の原因とし て多かったのが脳卒中や心筋梗塞など今日のテ ーマである病気でした。その頃、脳卒中や心筋 梗塞は非常に特殊な場合を除いて労災の対象と はなっていませんでした。

過労死問題というのは、そのような形で亡くなった方々の遺族が「これは労災だ」、「労災として認めるべきだ」という主張した運動だったのです。この運動を通して過労死という言葉が社会的に定着し、1990年代に「労災として扱わなければいけないのだ」という考え方が広まりました。

今、過労死から連綿としてつながっているのが「過労自殺」です。過労状態にある人が自殺した場合、事業者が責任を持つのかという問題です。2000年代に入ってからはメンタルな問題であっても、過重な労働が背後にあって病気になっているのだとすれば、労災として扱うこと

になっています。

どの企業も基本的には「労災はゼロ」という 方針を出しています。そして労災を起こさない ためにいろいろな対策を打ってきました。その 結果、昔からあるタイプの労災は確実に減少し ましたが、脳卒中や心筋梗塞であっても一定の 要件を満たしていれば労災と認められるように なったこともあり、うつ病などメンタルヘルス 不調になって自殺する方も増えていますので、 そういった新しいタイプでの労災は増加してい ます。

先ほどお話ししましたように、消防団員に対する安全配慮義務は、法律上は市町村長にありますが、では、実務は誰が担当するのでしょうか。消防団の場合は団長です。団長は各団員の健康に配慮した上で活動させる義務を負っています。従って、もし、団長がそういった配慮をせずに活動させて、団員に健康上の問題が起こったときには、健康上の問題が起こったときには、健康上の問題が起こった団員もしくはその家族から市町村長に対して損害賠償の請求が出てくる可能性があります。

例えば、「自分の夫は血圧が高かったのに、それを配慮せず、正しい管理がされずに活動させられたために心筋梗塞で死んでしまった」という場合であれば、それについての損害賠償の訴訟が起こり得ます。

この問題について、消防団員の皆さんにお話 しすると、皆さん消防団員であることとその活 動に誇りをもっていらっしゃるので「訴訟は起 こらない」と言われますが、今の世の中では、 絶対にそうだとは言い切れません。

本人が誇りを持って活動していたとしても、 活動していた人が亡くなって、何かのきっかけ で、その遺族が「家族が不当に扱われていた」 という怒りを感じれば、訴訟が起こるというこ とも十分にあり得ます。

消防団員のこういった訴訟について私は知りません。たぶん無いのだと思いますが、消防隊員の訴訟はあります。消防隊員の遺族が消防の責任者である市町村長を訴えて損害賠償を請求した事例はありますし、公務災害の認定がされなかったことに対して訴訟を起こしたという事例もあります。

安全配慮義務の問題は、今の日本では、労働 契約をしている事業者は避けて通ることはでき ません。そして、実行責任が「管理監督者」に あるということです。管理監督者という言葉は 皆さんにあまりなじみが無いと思いますが、事 業者から部下を与えられ、その部下を指揮命令 する権限を与えられている立場の人を管理監督 者といっています。管理監督者は部下に仕事を 命じ、その結果に評価を下す立場の人です。そ うした権限を持っている人は部下の健康状態を 把握していなければなりません。それができて いなくて部下に健康上の問題が起こって亡くな ったような場合には、裁判になりますと管理監 督する立場の者として過失が認定されることに なり、事業者にも法的な過失が認められるとい うことで損害賠償が成立することになります。

もちろん、訴訟などは起こらないようにすることが一番大事ですが、起こり得る状況にあるということも認識していただきたいと思います。

もし、消防団長がこういった責任についてご 存知ない場合には、消防団長を任命した市町村 長が消防団長を教育しなければなりません。市 町村長に代わって消防団の事務的な作業を担当 している方には消防団長にそれを伝えて実行し ていただく必要があります。 消防基金には、これらの問題について直接の 責任はありませんが、公務災害防止対策事業を 推進し研修会を開催するなどして、広くこの問 題を知っていただくための事業を展開していま す。

#### 公務災害の現状について

では、実際にどれくらい公務災害で亡くなった方がいるのでしょうか。1965年から2007年までの43年間のデータでは598人となっています。 1年当たり約14人ということになります。

最も多いのは交通事故ですが、心疾患や脳血管疾患も多く219人という数字になっています。 これは、公務災害による死亡者全体の36.6%に当たります。

この43年間で見ると、亡くなった方の3分の1以上が心疾患や脳血管疾患によるものだということです。この219人のうち139人が消火活動と訓練活動中に亡くなっています。この219人を43年で割ると5.1人になりますし、139人を43年で割ると3.2人ということになります。これは、長いスパンの話です。それを2003年から2007年の5年間で見てみると亡くなった方が35人です。その中で心疾患や脳疾患で亡くなった方は16人で45.7%に当たります。43年間で見た場合の割合より増加しています。半数近くの方が心疾患や脳疾患で亡くなったことになります。

日本の国民全体が高齢化しており、消防団員の方々も同様ですから、ある意味では当然のことではあるのですが、これが公務災害として起こっているということには問題があります。これらを防止するための対策が必要であることを数字が示しています。亡くなった方一人ひとりの健康状態は把握できていませんが、現在の医

学では心疾患や脳血管疾患は、一応、予防できることになっています。予防できると言いながらも日本人の死因で心疾患と脳血管疾患はそれぞれ2位と3位を占めていますから、それによって亡くなる方は多いのですが、基本的には予防ができるのです。

### 心疾患や脳血管疾患などによる公務災害の 防止

予防のために何をすればいいのかといいますと、まず血圧の管理です。血圧をきちんと管理すれば心疾患や脳血管疾患は減らすことができることが明らかになっています。それから血糖値の管理です。糖尿病はいろいろな病気を引き起こしますが、血糖値を管理すれば心疾患や脳血管疾患の発生を防ぐことができます。もうひとつは、脂質異常症です。これは以前、高脂血症と呼ばれていたものです。これには悪玉と言われるLDLコレステロール値が低い人、中性脂肪の値が高い人が該当します。これも心疾患や脳血管疾患を引き起こす危険因子ですので、それらをコントロールすれば、当然、結果は良くなってきます。

高血圧、糖尿病、脂質異常症の人の体型的な特徴は肥満です。肥満の人は、このどれかを持病として持っていることが多いのです。また、国は、個々の検査結果の数値が異常にまで達していなくても、全体を総合的にみてあまり管理がよろしくない状態の人を「メタボリックシンドローム」という考え方で管理しようとしています。この活動の目的は、日本人の死因の上位を占めている心筋梗塞や脳卒中を防ぐことです。メタボリックシンドローム対策については、消

防団員に対しても、もう少し徹底する必要があると思います。

消防団員は健康診断を受けているでしょうか。 健康診断を受けることは、民間企業の社員であっても公務員であっても、被雇用労働者であれば、法的な義務とされています。また、40歳以上の国民は全員、上記のメタボリックシンドローム対策の一環として行われる健康診査を受けることとされています。

消防団員には自営業者の方もかなりいらっしゃいますが、その中で40歳未満の方の場合は、自分の時間、自分の費用で健康診断を受けるしかありません。ですから、40歳未満の自営業者の消防団員に対しては消防団としての健康診断を実施し、健康状態を把握することが必要です。40歳以上の人については、職場や地域で実施された健康診断結果の提出を受けて健康状態を把握することで足ります。

安全配慮義務という点から見れば、市町村長は法的に団員の健康状態を把握していなければなりません。実際にそれを把握することは、繰り返しになりますが、消防団長の役割です。団長が団員の健康状態を把握しないまま活動させて、その活動中に心筋梗塞や脳卒中が発症したような場合には、管理責任を問われることがあり得ます。

今日の話のポイントは、これも繰り返しになりますが、労働契約が成立すると、健康上の問題について事業者に法的な管理責任が発生すること、そして、それを実行すべき人が特定されているということです。これは非常に重要なことです。

本日お集まりの消防団事務担当者の皆さんはこの事実を消防団長に伝える立場にあるという

ことになります。

こうした状況を踏まえ、消防基金では「消防 団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査 研究委員会」(委員長:河野慶三)」で作成した 「消防団員個別健康指導モデル図」をもとに2006 年度から3年間、北海道恵庭市、千葉県船橋市、 長野県中川村、静岡県裾野市、島根県益田市、 高知県四万十市の6団体の協力を得て、モデル 事業を実施しました。

実際に行ってみると、実施体制上の問題もあって、そう簡単に事は進まないことがわかりました。また、健康状態の把握がされないまま消防団活動をしている方がけっこういらっしゃることもわかりました。したがって、実施体制の整備、健康教育の推進がさらに必要だと思います。

消防団員の心疾患や脳血管疾患の発症を防ぐために、皆さんにしてほしいことは、消防団員の血圧や血糖値や脂質の値を定期的に確実に把握する仕組みをつくることです。その情報をどのように活用するかということについては工夫が必要ですが、このデータを把握しないまま消防団活動をさせることにはリスクがあります。

心疾患や脳血管疾患による公務災害を防ぐための第一歩は、それらのデータが個々の消防団員にあるのか無いのかを把握することです。

次は、データそのものを把握することですが、 そのデータに基づいて誰が本人と話をするのか という問題があります。実行責任は消防団長に あるわけですが、実際にデータを集めてその内 容を判断するのは医師または医師の指示を受け た保健師や看護師です。

データに異常が認められる人には「異常である間は消防団活動をしてもらっては困る」ので



講演中の河野氏

す。しかし、それでは消防団活動が維持できないというのであれば、異常のある本人にそれを改善する努力をしてもらわなければなりません。いくら言っても努力をしてくれない人が現実にはいます。公務災害を防止するためには、そうした人には強い負荷のかかる消防団活動をさせないなど、活動内容を制限することが必要でしょう。

しかし、この場で「活動内容を制限する」と 言うのは簡単ですが、現場でそれを実行するの はかなり難しいことだと思います。ただでさえ、 消防団員が減っている現状では、そういう人を 排除することはなかなかできないでしょう。で すから「消防団員として活動していただきたい ので、そのためには、この値を改善してくださ い。」というアプローチを粘り強く続けなければ ならないのだと思います。

私が産業医として毎年行ってきた仕事のひとつに、社員の健康診断結果にもとづく一人15分程度の個人面談があります。面談の目的は健康診断の結果をよく理解してもらうことと、毎日の生活の中で本人に「やらなければならないことはこういうことだ」ということを実感し、それを実行してもらうことです。

血圧や血糖値のコントロールは、決めたことを本人が毎日の生活の中で実行しなければできません。現在の医学の常識では、食事の量を減らしたり運動をするなどして生活を管理することが基本とされています。そうしても上手く行かないことはもちろんあります。その場合は薬でコントロールします。最近は血圧、血糖値、脂質ともに効果のある薬が出ています。

消防団員の場合、負荷の大きい業務に従事するわけですから、最終的には薬を飲んで治療するところまで持っていかなければなりません。薬を飲めば数値はコントロールできます。

これは、無理やりさせるわけにもいきませんが、医師、保健師などの協力のもとに実行していただくと、心疾患や脳血管疾患による公務災害を防止するための有効な対策になると思います。安全配慮義務を果たすためには、そこまで考えておくことが必要です。

これは知識ですが、高血圧、高血糖、脂質異常の根本的な原因は、親から引き継いだ遺伝的素因を持たない人は、塩分を少し多くとっても高血圧にはなりません。しかし、その遺伝的素因を持つ人は高血圧になってしまいます。血圧が高いという現象が引き継がれているのではなく、血圧をコントロールする身体のメカニズムが遺伝的に継承されているのです。遺伝的要素が強い人は、生活習慣を改めても大きな効果が期待できません。その場合、本人の力ではどうしようもないので、薬を使ってコントロールすることになります。

薬を使ってコントロールしても、心疾患や脳 血管疾患の発症率がゼロにはなりませんが、減 るということははっきりしています。 50年前には、血圧がどのようなメカニズムで高くなるのか、脂質異常がどのようなメカニズムで動脈硬化を起こすのかということはまったくわかっていませんでしたが、それが徐々に明らかになってきました。

つまり医学の進歩によって、それらの対策が 出てきたということです。その対策を打てば心 疾患や脳血管疾患による公務災害は少なくでき ます。そのためには、検査の結果を本人が理解 すると同時に管理する側もそれをわかっている 必要があります。

その際に大事なのは健康情報の取り扱いです。 健康情報は重要な個人情報ですから、その情報 を見ることができる人を特定し、施錠のできる キャビネットに入れて厳重に管理するなどして 個人情報を保護しなければなりません。

最後に出動する前の健康状況のチェック項目 についてお話しします。

これは、最低限チェックしなければならない 項目です。以前、消防団員の方にこのお話しし たところ、「火事で出動するときにそんなことを やっている暇はありません」ということでした。 もちろん、リーダーが全員に聞くには時間がか かりますから「そういう状態の人は申し出るよ うに」という言い方でよいので、組織として習 慣づける必要があると思います。ぜひ徹底して いただきたいと思います。

災害出動に際しても、訓練に際しても表1の 1から6の状態にある場合には必ずリーダーに 申し出るように団員を教育してください。また、 その申し出をした団員の活動は制限する必要が あります。

災害現場に出動する際には難しくても、訓練 の時にはできますよね。実は、訓練中の公務災 害は災害活動中よりも多いのです。ですから、 訓練をする前には必ずリーダーがチェックし、 必要な措置をするようにしてください。

#### 表1 訓練前・健康チェック事項

- 1 胸痛、動悸、息苦しさがあるか
- 2 頭痛、めまい、耳鳴りがするか
- 3 微熱、だるさ、疲労感があるか
- 4 いらいらして落ち着きがない、集中できない感じがあるか
- 5 睡眠不足、過労の状態にあるか
- 6 前夜に、多量に飲酒をしたか

表1の6、前夜の多量の飲酒が問題なのは、そのために脱水状態になっている可能性が高いからです。アルコールは血液よりも浸透圧が高いですから、飲酒をすることで体内の水分が血管に流れ出て体内の細胞の中の水分が不足する状態になります。そういう状態で消防団活動をさせるわけにはいきません。それから、実際の活動中に表2の1から4の状態になった場合には、それをリーダーに申告すべきです。リーダーとしては、そのような状態になったら必ず申告するように告げておき、申告があればそれに対処することが必要です。

#### 表 2 訓練中・健康チェック事項

- 1 胸痛、動悸、息苦しさ
- 2 頭痛、めまい、耳鳴り、脱力感、四肢のしびれ、下肢のもつれ
- 3 熱感、過度の疲労感、吐き気
- 4 いらいらして落ち着かない、集中できない

表3の1に該当する人には、基本的には活動への参加を制限する必要があります。2と3ももちろん禁止すべき事項です。それから4の「訓練した直後の入浴やシャワー」についてですが、入浴やシャワーは心臓への負荷を大きくします。ですから、少し間をおいてクールダウンをしてからにした方がよいのです。

#### 表 3 訓練活動時の禁止事項

- 1 「訓練前チェック事項」に掲げた事項の1 つ以上に「はい」と答えた者、又は食事直 後の者が訓練に参加すること
- 2 訓練前の飲酒
- 3 訓練中の喫煙
- 4 訓練直後のシャワー

#### おわりに

こうした対策をしても心疾患や脳血管疾患を 完全に防ぐことはできません。しかし、問題が 起こった時に、消防団として「こういう対策を してきました」、「活動の直前にもチェックをし ました」ということがはっきりと言えるように しておくことが組織管理上重要だと思います。

今日のテーマは心疾患や脳血管疾患の防止ということでしたが「これをやれば絶対に大丈夫」という方法は残念ながらありません。「日常的に健康チェックを行ってそれを積み重ねていくことが防止対策だ」ということで話をしめくくりたいと思います。どうもありがとうございました。

### 演

## S-KYT研修の必要性とその効果について

S-KYT指導員 多々羅 光男氏

多々羅光男S-KYT指導員の講演は、画像を用いたとてもわかりやすいもので、「消防団員の事故をな くすためには、S-KYT研修が必要である。」と力説しておられました。

出席者からは「S-KYT研修がどういうものか良くわかった」、「開催を検討したい」といった声がき かれました。

その要旨を以下にご紹介いたします。

- ・ 消防団員数の公務災害は、過去5ヵ年平均で、毎年1.300件程度発生しており、そのうち平均7人が殉 職されている。
- ・ S-KYTとは「消防団危険予知訓練」の略称で、消防団員の公務災害を防止することを目的としたも のであり、約4時間コースと約2時間のカリキュラムで研修の多くの時間は実技に充てられる。
- ・ S-KYT研修の実技は、6人程度の班で消防団活動が描かれたイラストシートを見ながら、その活動 にどのような危険が潜んでいるか、それを防止するにはどのようなことに注意すべきかを全員で話 し合い、危険回避のための解決策について意見を集約して決めるもので、「①状況把握②本質追求③ 対策樹立④目標設定 | の4つのラウンドで行う。
- ・ S-KYT研修では、団員の集中力を高め、危険を回避するための「指差し呼称」やチームとしての一 体感、連帯感を高めるための「指差し唱和」、「タッチアンドコール」等実技も行う。
- ・ S-KYT研修を受けた消防団員からは「危険予知の重要性を痛感」、「今後の消防団活動に活かして行 きたい」。といった声が多数寄せられている。

プロフイール 多々羅光男氏 (たたらみつお) 福岡市消防局出身

平成17年度に当基金の S-KYT指導員となり、 S-KYT研修、安全管理セ ミナー講師として全国で活 躍中





多々羅氏の講演

## 講演

## 講談·阪神淡路大震災

講談師 神田 陽司氏

今回の消防団員等公務災害補償等全国研修会の講演では、講談師 神田陽司氏に阪神淡路大震災をご披露いただきました。

講談 阪神淡路大震災は、阪神淡路大震災後に東京から現地入りした際のご自身の体験や神戸市内等の 被災状況、災害現場での消防団員の活動などを新作講談にまとめたものです。出席者の中には、初めて 講談を聞かれたという方もいらっしゃいましたが、「とても興味深い」という意見が多数聞かれました。

#### プロフイール

神田陽司氏(かんだようじ・講談師) 昭和37年 兵庫県尼崎市生まれ 早大卒業

劇団青年座研究所 専科終了

平成2年 神田山陽氏に入門、平成15年 真打昇進

大学卒業後、情報誌の演劇担当、副編集長として勤務していたが、神田山陽氏の講談に出会い退社して入門。 講談独自の「修羅場」を含む本格的古典によって鍛え上げられた歯切れのいい口調を駆使して、レポート講談、新作 講談なども数多く発表。

持ちネタは、『川中島合戦』、『赤穂義士銘々伝』、『講談ビル・ゲイツ』、『坂本龍馬シリーズ』、他多数。





神田氏の講演